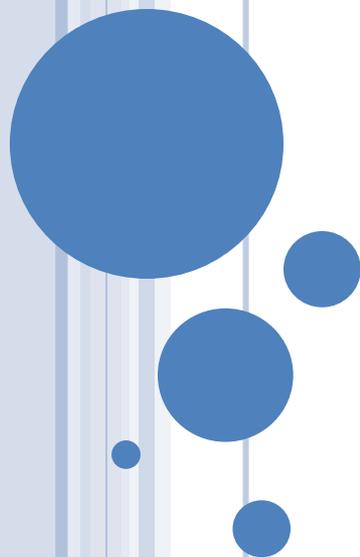


# 浜田市における料金統一と 料金改定の周知と成果

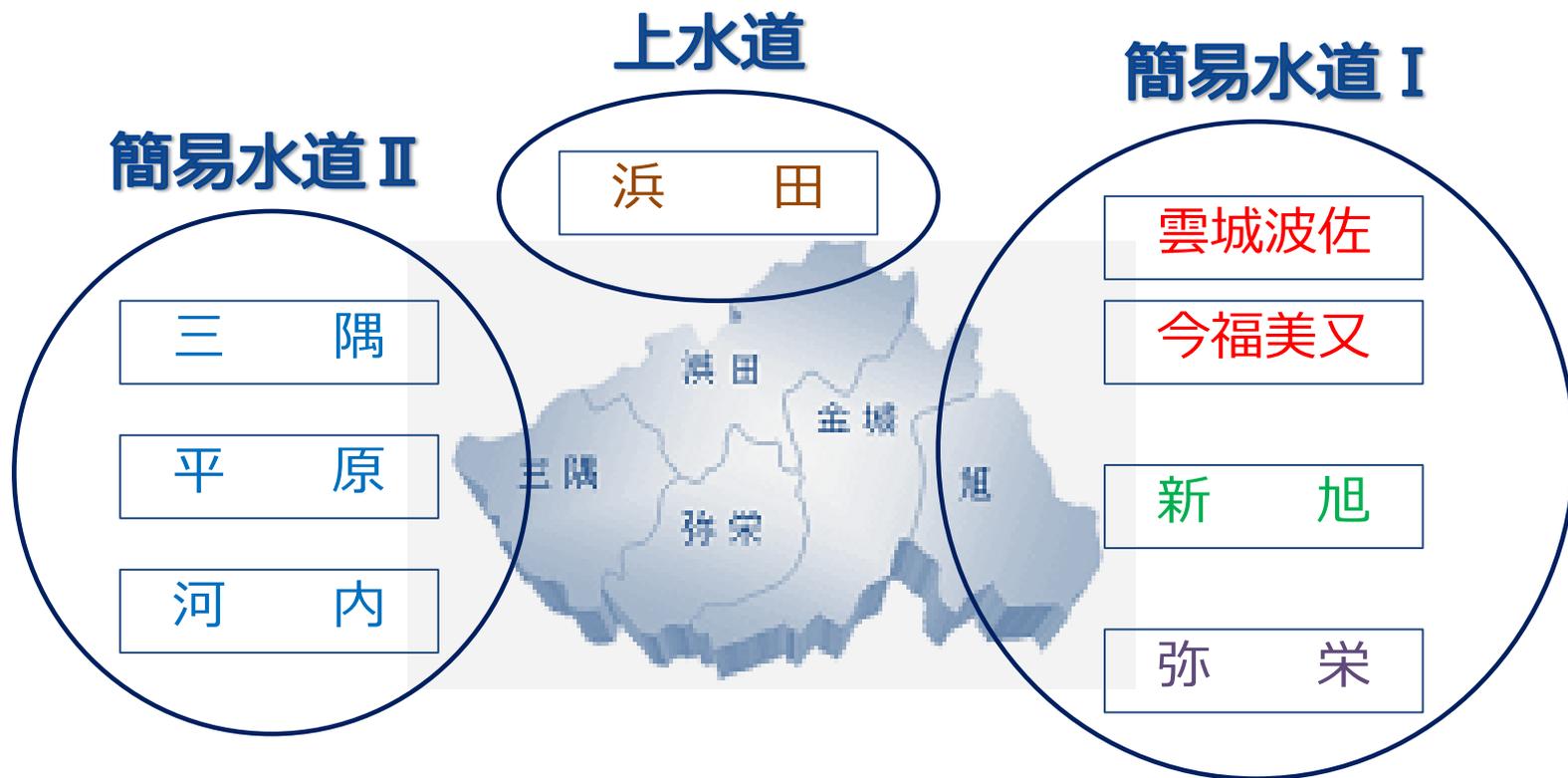
～ 積極的な周知戦略 ～





# 1.背景

- ・平成の大合併により1市3町1村が合併。
- ・上水道1事業、簡易水道7事業の統合とならず、結果として上水道1事業、簡易水道2事業が並存しており、同じ市域で用途区分を始め料金体系が異なっていた。



# 1.背景

## 浜田市の基本料金（～H30.9.30）

| 現行水道料金      |                 |                                |        |                                    |          |
|-------------|-----------------|--------------------------------|--------|------------------------------------|----------|
| 上水道<br>浜田地区 |                 | 簡易水道Ⅰ<br>金城・旭・弥栄地区             |        | 簡易水道Ⅱ<br>三隅地区                      |          |
| 口径          | 料金              | 用途                             | 料金     | 用途                                 | 料金       |
| 13ミリ        | 237.6円          | 一般用<br>(8 m <sup>3</sup> まで)   | 1,620円 | 一般用<br>(8 m <sup>3</sup> まで)       | 1,285.2円 |
| 20ミリ        | 237.6円          | 学校用<br>(50 m <sup>3</sup> まで)  | 6,480円 | 営業用<br>(20 m <sup>3</sup> まで)      | 3,661.2円 |
| 25・30ミリ     | 475.2円          | 官公署用<br>(15 m <sup>3</sup> まで) | 3,240円 | 市施設・学校用<br>(100 m <sup>3</sup> まで) | 4,309.2円 |
| 40ミリ        | 1,404円          | 農業用<br>(5 m <sup>3</sup> まで)   | 312円   | 市施設・その他<br>(20 m <sup>3</sup> まで)  | 2,149.2円 |
| 50ミリ        | 3,564円          | 共用(8 m <sup>3</sup> まで)        | 1,620円 | 共用(8 m <sup>3</sup> まで)            | 1,501.2円 |
| 75ミリ        | 6,372円          |                                |        |                                    |          |
| 100ミリ       | 29,592円         |                                |        |                                    |          |
| 150ミリ       | 32,292円         |                                |        |                                    |          |
| 共用          | 1戸当たり<br>237.6円 |                                |        |                                    |          |

# 1.背景

## 浜田市の従量料金（～H30.9.30）

| 現行水道料金             |         |                    |        |               |         |
|--------------------|---------|--------------------|--------|---------------|---------|
| 上水道<br>浜田地区        |         | 簡易水道Ⅰ<br>金城・旭・弥栄地区 |        | 簡易水道Ⅱ<br>三隅地区 |         |
| 水量・用途区分            | 従量料金    | 用途区分               | 従量料金   | 用途区分          | 従量料金    |
| 0m <sup>3</sup> ～  | 93.96円  | 一般用                | 194.4円 | 一般用           | 127.44円 |
| 9m <sup>3</sup> ～  | 135円    | 学校用                | 194.4円 | 営業用           | 165.24円 |
| 21m <sup>3</sup> ～ | 206.28円 | 官公署用               | 194.4円 | 市施設・<br>学校用   | 127.44円 |
| 共用                 | ※上記に準じる | 農業用                | 61円    | 市施設・<br>その他   | 127.44円 |
| 公浴場<br>衆用          | 97.2円   | 共用                 | 194.4円 | 共用            | 127.44円 |
| 臨時用                | 410.4円  |                    |        | 船舶臨時用         | 378円    |
| 船舶用                | 410.4円  |                    |        |               |         |
| 外船舶<br>国用          | 380円    |                    |        |               |         |
| 消火栓用               | 216円    |                    |        |               |         |

# 1.背景

- ・国の方針により、平成30年4月1日に上水道と簡易水道が統合。
  - ・平成30年10月1日から、上水道で16年ぶりとなる水道料金を改定。3段階に分けて調整（激変緩和）。
- 市議会から積極的な周知を強く要請される。

| 使用者区分  | 地区名     | 現行料金<br>~平成30年9月 | 平成30年10月~ |            | 令和元年10月~  |            | 料金統一後<br>令和2年10月~ |            | 増加額<br><small>(統一後料金-現行料金)</small> |
|--|---------|------------------|-----------|------------|-----------|------------|-------------------|------------|------------------------------------|
|  |         |                  |           | (値上額)      |           | (値上額)      |                   | (値上額)      |                                    |
| (1) 少量使用家庭<br>口径13ミリ・1ヶ月分<br>使用水量：10m <sup>3</sup>   | 浜田      | 1,324 円          | 1,491 円   | (167 円)    | 1,658 円   | (167 円)    | 1,825 円           | (167 円)    | 501 円                              |
|  | 金城・旭・弥栄 | 2,073 円          | 1,991 円   | (▲ 82円)    | 1,909 円   | (▲ 82円)    | 1,825 円           | (▲ 84円)    | (▲ 248円)                           |
|  | 三隅      | 1,604 円          | 1,677 円   | (73 円)     | 1,750 円   | (73 円)     | 1,825 円           | (75 円)     | 221 円                              |
| (2) 標準使用家庭<br>口径13ミリ・1ヶ月分<br>使用水量：20m <sup>3</sup>   | 浜田      | 2,674 円          | 2,931 円   | (257 円)    | 3,188 円   | (257 円)    | 3,445 円           | (257 円)    | 771 円                              |
|  | 金城・旭・弥栄 | 4,017 円          | 3,827 円   | (▲ 190円)   | 3,637 円   | (▲ 190円)   | 3,445 円           | (▲ 192円)   | (▲ 572円)                           |
|  | 三隅      | 2,879 円          | 3,067 円   | (188 円)    | 3,255 円   | (188 円)    | 3,445 円           | (190 円)    | 566 円                              |
| (3) 小規模事業者口<br>口径25ミリ・1ヶ月分<br>使用水量：100m <sup>3</sup> | 浜田      | 19,457 円         | 20,243 円  | (786 円)    | 21,029 円  | (786 円)    | 21,816 円          | (787 円)    | 2,359 円                            |
|  | 金城・旭・弥栄 | 19,612 円         | 20,346 円  | (734 円)    | 21,080 円  | (734 円)    | 21,816 円          | (736 円)    | 2,204 円                            |
|  | 三隅      | 16,988 円         | 18,597 円  | (1,609 円)  | 20,206 円  | (1,609 円)  | 21,816 円          | (1,610 円)  | 4,828 円                            |
| (4) 大規模事業者<br>口径40ミリ・1ヶ月分<br>使用水量：800m <sup>3</sup>  | 浜田      | 165,041 円        | 171,767 円 | (6,726 円)  | 178,493 円 | (6,726 円)  | 185,220 円         | (6,727 円)  | 20,179 円                           |
|  | 金城・旭・弥栄 | 155,952 円        | 165,708 円 | (9,756 円)  | 175,464 円 | (9,756 円)  | 185,220 円         | (9,756 円)  | 29,268 円                           |
|  | 三隅      | 132,915 円        | 150,350 円 | (17,435 円) | 167,785 円 | (17,435 円) | 185,220 円         | (17,435 円) | 52,305 円                           |

## 2.料金改定の時期と周知

- ・上水道と簡易水道の事業統合後、半年間の周知期間を経て水道料金を改定。
- ・下記のとおり「周知計画一覧表」を作成した。

| 項目                   | 3月 | 4月 | 5月 | 6月      | 7月 | 8月      | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----------------------|----|----|----|---------|----|---------|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 1 水道料金改定市民説明会        |    | ↔  |    |         |    |         |    |     |     |     |    |    |    |
| 2 自治会長会、行政連絡員会議等     |    | ↔  |    |         |    |         |    |     |     |     |    |    |    |
| 3 職員への周知             | ●  | ●  |    |         |    | ●       |    |     |     |     |    |    |    |
| 4 浜田市HP、料金計算ツール      |    | ↔  |    |         |    |         |    |     |     |     |    |    |    |
| 5 市の広報               |    | ↔  |    |         | ●  | ●       |    |     | ●   |     |    | ↔  |    |
| 6 フリーダイヤル            |    | ↔  |    |         |    |         |    |     |     |     |    | 延長 |    |
| 7 水道料金周知パンフレット (A4版) |    |    |    | ●       |    |         | ●  |     |     |     |    |    |    |
| 8 料金改定お知らせミニチラシ      |    |    |    | ↔ No. 1 |    | ↔ No. 2 |    |     |     |     |    |    |    |
| 9 ケーブルテレビ            |    |    |    |         |    | ●       | ●  |     |     |     |    |    |    |

## 2.料金改定の時期と周知

### (1) 改定料金計算ツールの製作

#### 2パターン製作

- ・ 早見表
- ・ 料金システムと関連付けし、使用者の詳細な計算方法を表示



## 2.料金改定の時期と周知

### (1) 改定料金計算ツールの製作

- 早見表

水道料金シミュレーター

### 新水道料金計算入力画面

～検針時にお配りする水道使用水量・料金等お知らせ票をご覧ください、  
下記に必要事項を入力してください～

|           |  |        |
|-----------|--|--------|
| ①地区       | 浜田   | 地区再設定  |
| ②用途       | 浜)一般用  |        |
| ③口径       | 13mm(浜田)   |        |
| ④月割       | 1ヶ月 <input type="radio"/> 2ヶ月 <input checked="" type="radio"/> | 水量リセット |
| ⑤水量(範囲開始) | 1  |        |
| ⑥水量(範囲終了) | 20   |        |
| ⑦水量(表示間隔) | 1  |        |

②用途が共用の場合はチェック

②用途が共用の場合は世帯数を入力

料金計算

終了

## 2.料金改定の時期と周知

### (1) 改定料金計算ツールの製作

- 早見表

| 料金計算結果   |         |             |      |          |              |                   |        |  |
|----------|---------|-------------|------|----------|--------------|-------------------|--------|--|
| 地区:浜田    |         | 口径:13mm(浜田) |      | 月割:2ヶ月   | 共有有無<br>共有なし | 共有個数              |        |  |
| 用途:浜)一般用 | 新用途:一般用 | 新口径:13mm    |      |          |              |                   |        |  |
| 水量       | 現行料金    | 経過措置料金      |      |          |              | 新料金<br>(令和2年10月~) | 差額     |  |
|          |         | 平成30年10月~   | 差額   | 令和元年10月~ | 差額           |                   |        |  |
| 1        | 698円    | 1,100円      | 402円 | 1,502円   | 402円         | 1,906円            | 1,208円 |  |
| 2        | 792円    | 1,194円      | 402円 | 1,596円   | 402円         | 1,998円            | 1,206円 |  |
| 3        | 886円    | 1,287円      | 401円 | 1,688円   | 401円         | 2,089円            | 1,203円 |  |
| 4        | 980円    | 1,380円      | 400円 | 1,780円   | 400円         | 2,181円            | 1,201円 |  |
| 5        | 1,074円  | 1,473円      | 399円 | 1,872円   | 399円         | 2,273円            | 1,199円 |  |
| 6        | 1,168円  | 1,567円      | 399円 | 1,966円   | 399円         | 2,365円            | 1,197円 |  |
| 7        | 1,262円  | 1,660円      | 398円 | 2,058円   | 398円         | 2,457円            | 1,195円 |  |
| 8        | 1,356円  | 1,753円      | 397円 | 2,150円   | 397円         | 2,548円            | 1,192円 |  |
| 9        | 1,450円  | 1,846円      | 396円 | 2,242円   | 396円         | 2,640円            | 1,190円 |  |
| 10       | 1,544円  | 1,940円      | 396円 | 2,336円   | 396円         | 2,732円            | 1,188円 |  |
| 11       | 1,638円  | 2,033円      | 395円 | 2,428円   | 395円         | 2,824円            | 1,186円 |  |
| 12       | 1,732円  | 2,126円      | 394円 | 2,520円   | 394円         | 2,916円            | 1,184円 |  |

印刷 戻る

## 2. 料金改定の時期と周知

### (1) 改定料金計算ツールの製作

- ・ 料金システムと関連付けし、使用者の詳細な計算内容を表示

F\_調定根拠  
**水道料金 根拠詳細画面**

お客様番号  住所  氏名

調定年月:2019.07 定期 日数:56  
上水調定金額 190,470円  
前回検針日は調定(2019.05 定期分)より取得  
消費税率を8%で計算しています。

用途1  新用途:浜)一般用 月割   検針形態区分  前回検針日 2019.05.15 使用日数 56  
用途2  連合件数 1 今回検針日 2019.07.10 使用水量 850

|                           | 水道料金                  | 基本料金    | 従量料金     | メータ料金  | 消費税     |
|---------------------------|-----------------------|---------|----------|--------|---------|
| 旧料金                       | 181,377円              | 6,600円  | 159,102円 | 2,240円 | 13,435円 |
| 経過措置料金<br>平成30年10月～<br>差額 | 190,470円<br>(9,093円)  | 10,028円 | 166,334円 | 0円     | 14,108円 |
| 令和元年10月～<br>差額            | 199,563円<br>(9,093円)  | 11,215円 | 173,566円 | 0円     | 14,782円 |
| 新料金(令和2年10月～)<br>差額       | 208,656円<br>(27,279円) | 12,400円 | 180,800円 | 0円     | 15,456円 |

※経過措置期間中の基本料金及び従量料金は参考料金となります。

|      | 使用日数 | 使用料金     | 按分率     | 按分後料金      | 基本料金    | 従量料金     | メータ料金 | 消費税     |
|------|------|----------|---------|------------|---------|----------|-------|---------|
| 旧    | 0日   | 181,377円 | × 0/56  | = 0円       | 0円      | 0円       | 0円    | 0円      |
| 1年目  | 56日  | 190,470円 | × 56/56 | = 190,470円 | 10,028円 | 166,334円 | 0円    | 14,108円 |
| 2年目  | 0日   | 199,563円 | × 0/56  | = 0円       | 0円      | 0円       | 0円    | 0円      |
| 新    | 0日   | 208,656円 | × 0/56  | = 0円       | 0円      | 0円       | 0円    | 0円      |
| 合計   | 56日  |          |         | 190,470円   |         |          |       |         |
| 請求料金 |      |          |         | 190,470円   | 10,028円 | 166,334円 | 0円    | 14,108円 |

## 2. 料金改定の時期と周知

### (1) 改定料金計算ツールの製作

- ・その他 浜田市ホームページ

住みたい住んでよかった 魅力いっぱい元気な浜田  
～豊かな自然、温かい人情、人の絆を大切にすまちなち～

読み上げ ▶ ■ ふりがな 文字サイズ 標準 大 特大 背景色変更 標準 青色 黄色 黒色

Google カスタム検索 検索 翻訳 English 中文簡体 中文繁体 한글

島根県 **浜田市** Hamada City

ホーム 暮らしの情報 (市民の方へ) 観光情報 (観光される方へ) 入札・産業支援情報 (事業者の方へ) 浜田市の概要

ホーム > 暮らしの情報 (市民の方へ)

暮らしの情報 (市民の方へ)

**水道料金が変わりました** 平成30年10月1日から

浜田開府400 とき 時代を超えて 明日につなぐ 400年に想う未来 - 新たな浜田の物語

イベントカレンダー

2019年8月

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    |    |    |    | 1  | 2  | 3  |
| 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |

Googleカレンダー > 一覧を見る

電子サービス

- ▶ しまね電子申請サービス
- ▶ 市税の電子申告 (eLTAX)
- ▶ 公共施設案内
- ▶ 本を探す (市立図書館)

新着情報 注目情報 防災防犯メール

新着情報RSS 新着情報一覧

## 2.料金改定の時期と周知

### (1) 改定料金計算ツールの製作

- ・その他 浜田市ホームページ

#### 水道料金計算

検針時にお配りする水道使用水量・料金等お知らせ票をご覧ください、下記に必要な事項を入力してください。

**1 地区**  
※お住いの地域

浜田    弥栄  
 金城    三隅  
 旭

**2 口径**

**3 水量**  m<sup>3</sup>

**4 用途**

**5 検針日**

前回

今回

計算する

水道使用水量・料金等お知らせ票

お客様番号  様

メーター番号  □ 口径  2

前回検針日  5  用途  4

今回検針日  検針員

今回指示数  m<sup>3</sup>

前回指示数  m<sup>3</sup>

旧メーター使用水量  m<sup>3</sup>

今回使用水量  3  m<sup>3</sup>

水道料金  円

下水道使用水量  m<sup>3</sup>

下水道使用料  円

※上記の金額は消費税及び地方消費税額が含まれております。

浜田市上下水道部  
浜田市殿町1番地 TEL 0855-25-9903

## 2.料金改定の時期と周知

### (1) 改定料金計算ツールの製作

- ・ 浜田市ホームページ

#### 計算結果

ご入力いただいた内容から計算した結果です。

前回検針日、今回検針日は1ヶ月料金、2ヶ月料金を算定するためのものであり、日割り計算には対応していません。

##### ■入力内容

①地区：浜田

②口径：13mm

③水量：20m<sup>3</sup>

④用途：(浜)一般用 → 一般用

⑤検針日：6月26日～8月26日(2ヶ月)

##### ■計算結果

|              | 金額（前年度料金との差額） |
|--------------|---------------|
| 現行料金         | 2,648円        |
| 平成30年10月～    | 2,982円（+334円） |
| 令和元年10月～     | 3,316円（+334円） |
| 新料金 令和2年10月～ | 3,650円（+334円） |

再入力する

## 2.料金改定の時期と周知

### (2) 料金改定等専用フリーダイヤルの開設

- ・市民が気軽に問い合わせ出来るよう開設。
- ・使用者ごとにきめ細かく説明するため、料金シミュレーションを活用。

浜田市上下水道部からのお知らせ  
新水道料金 問合せ専用 フリーダイヤル  
いいみず  
☎0800-555-1132  
※ 12月28日まで使用できます。  
問合せ 上下水道部管理課料金係 ☎9903

浜田市上下水道部からのお知らせ  
新水道料金 問合せ専用 フリーダイヤル  
いいみず  
☎0800-555-1132  
3月29日(金)まで利用期間を延長しました

水道料金改定に伴う使用者の皆さんの新水道料金問合せ専用フリーダイヤルの利用を3月29日(金)まで延長しました。お気軽にお問い合わせください。

フリーダイヤル番号  
☎0800・555・1132  
受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分  
問合せ 上下水道部管理課料金係 ☎9903

水道料金改定に伴う問合せフリーダイヤルの利用を延長します

## 2.料金改定の時期と周知

### (3) 市民説明会の実施

- ・ 市立公民館（26館）
- ・ 水産関係事業所、福祉関係事業所、商工団体
- ・ 自治会長会、行政連絡員会議
- ・ 希望の自治会へ出張説明会



## 2.料金改定の時期と周知

### (3) 市民説明会の実施

- ・ 広報はまだの活用
- ・ 市長や職員も地元ケーブルテレビに出演



# 3.実績と成果

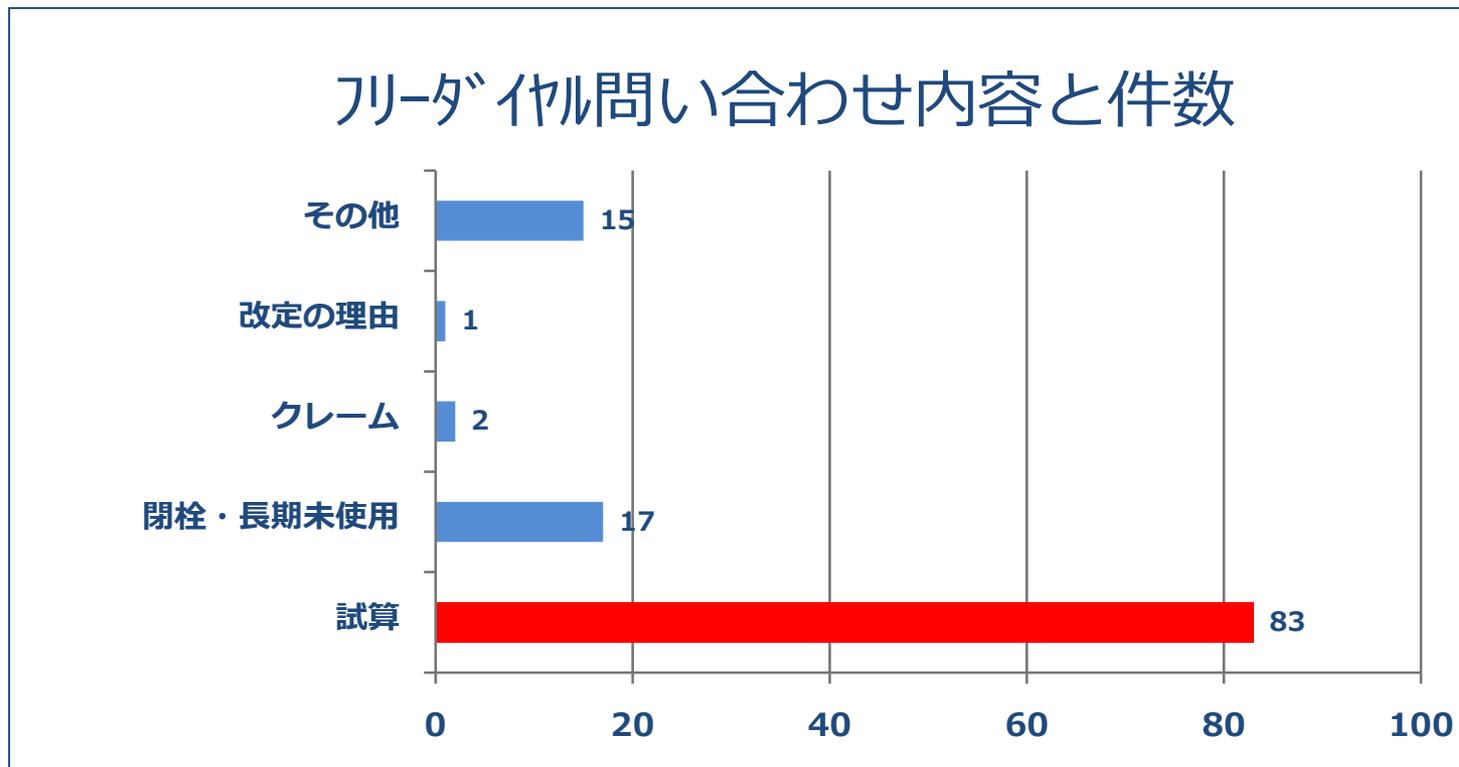
## 料金改定の周知実績

| 項目                  | 実績   |
|---------------------|--|
| 1 水道料金改定市民説明会       | 市立全公民館、水産・福祉関係事業所説明会を60回実施、346名参加            |
| 2 自治会長会、行政連絡員会議等    | 自治会長会1回、行政連絡員会議10回、地域協議会1回                   |
| 3 職員への周知            | 庁内掲示板にて全職員へ3回                                |
| 4 料金計算ツール、浜田市HP     | 事務室内にシミュレーションコーナー開設（4月9日開設）とHP上（9月21日開設）     |
| 5 市の広報              | 誌面に掲載 6回                                     |
| 6 フリーダイヤル           | 6月1日～（当初12月28日までを延長して）3月29日まで開設 問い合わせ件数 118回 |
| 7 水道料金周知パンフレット（A4版） | 市内全戸配付 24,932部、市外請求者へ郵送配布 1,376部             |
| 8 料金改定お知らせミニチラシ     | 6-7月検針 27,515部、8-9月検針 27,423部                |
| 9 ケーブルテレビ           | 浜田市行政情報番組「浜っ子タイムズ」8月放送、扉を開けて…市長からのメッセージ9月放送  |

### 3.実績と成果

フリーダイヤルについて

- ・ **自身の水道料金がいくらになるか**の問い合わせが **8割強**を占めた。
- ・ 基本料金が高くなるため、**長期間使用しないユーザーには閉栓を促した。** → **市民サービスに繋がった。**



# 3.実績と成果

## ・水道料金パンフレット（A4版2つ折）全戸配付

おもて面

### 4 各地区の水道料金を比較すると

| 利用者区分   | 地区名     | 従行料金      | 平成 30 年 10 月～ |          | 平成 31 年 10 月～ |          | 料金統一後<br>平成 32 年 10 月～ |          | 増加額<br><small>（平成30年10月～31年10月）</small> |
|---|---------|-----------|---------------|----------|---------------|----------|------------------------|----------|---|
|   |         |           | 概上限           | 概下限      | 概上限           | 概下限      | 概上限                    | 概下限      |   |
| 1 少額従量制<br>（上限 13 メートル<br>1 ヶ月分<br>従量単価：10 円）   | 浜田      | 1,324 円   | 1,491 円       | 167 円    | 1,658 円       | 167 円    | 1,825 円                | 167 円    | 501 円                                   |
|   | 金崎・旭・弥生 | 2,073 円   | 1,991 円       | ▲82 円    | 1,909 円       | ▲82 円    | 1,825 円                | ▲84 円    | ▲249 円                                  |
|   | 三瓶      | 1,604 円   | 1,677 円       | 73 円     | 1,750 円       | 73 円     | 1,825 円                | 75 円     | 231 円                                   |
| 2 標準従量制<br>（上限 13 メートル<br>1 ヶ月分<br>従量単価：20 円）   | 浜田      | 2,674 円   | 2,931 円       | 257 円    | 3,188 円       | 257 円    | 3,445 円                | 257 円    | 771 円                                   |
|   | 金崎・旭・弥生 | 4,017 円   | 3,827 円       | ▲190 円   | 3,637 円       | ▲190 円   | 3,445 円                | ▲192 円   | ▲572 円                                  |
|   | 三瓶      | 2,879 円   | 3,067 円       | 188 円    | 3,255 円       | 188 円    | 3,445 円                | 190 円    | 566 円                                   |
| 3 小規模事業用<br>（上限 25 メートル<br>1 ヶ月分<br>従量単価：100 円） | 浜田      | 19,457 円  | 20,243 円      | 786 円    | 21,029 円      | 786 円    | 21,816 円               | 787 円    | 2,359 円                                 |
|   | 金崎・旭・弥生 | 19,612 円  | 20,346 円      | 734 円    | 21,080 円      | 734 円    | 21,816 円               | 736 円    | 2,204 円                                 |
|   | 三瓶      | 16,988 円  | 18,597 円      | 1,609 円  | 20,206 円      | 1,609 円  | 21,816 円               | 1,610 円  | 4,828 円                                 |
| 4 大規模事業用<br>（上限 40 メートル<br>1 ヶ月分<br>従量単価：800 円） | 浜田      | 165,041 円 | 171,767 円     | 6,726 円  | 178,493 円     | 6,726 円  | 185,220 円              | 6,727 円  | 20,179 円                                |
|   | 金崎・旭・弥生 | 155,992 円 | 165,708 円     | 9,716 円  | 175,464 円     | 9,716 円  | 185,220 円              | 9,716 円  | 20,268 円                                |
|   | 三瓶      | 132,915 円 | 150,300 円     | 17,385 円 | 167,785 円     | 17,385 円 | 185,220 円              | 17,435 円 | 52,305 円                                |

### 5 検針期間に10月1日を含む場合は、日割計算をします

検針は2ヶ月に1回のため、10月1日が含まれる期間には、新旧の異なる料金が適用されます。前回検針日の翌日から9月30日までの日数と10月1日から検針日までの日数により、日割りで料金を計算します。

#### ご注意ください

#### ■ 普段ご使用されない方へ

水道料金は使用水量の有無にかかわらず**契約（開栓）により発生します。**したがって、**長期間使用されない場合は、開栓（使用の休止）の連絡をお願いします。**

#### ■ 下水道使用料をお支払いの方へ

今回の改定は水道料金のみです。水道の使用水量等に基づいて算定している下水道使用料に変更はありません。



#### 問い合わせ先

浜田市 上下水道部 管理課  
〒697-8501  
島根県浜田市駅前1番地 浜田市役所 西分庁舎内  
電話：0855-25-9903（直通）  
Eメール：suidou-kanni@city.hamada.lg.jp

水道料金お問い合わせ専用  
フリーダイヤル  
受付 平日 午前 8:30  
～午後 5:15  
TEL 0800-555-1132  
※平成30年12月28日（金）までご利用が可能です



きれいで安全な浜田の水をいつまでも

浜田市の水道事業は、水道料金収入により水道施設の整備、維持管理に必要な経費を賄っており、将来にわたって安定して水道水の供給を行うためには、収入の確保が必要です。平成17年10月の市町村合併以降、浜田市内には、上水道（旧浜田市）と簡易水道（旧那賀郡）が並存しておりましたが、このたび国が示した方針に従い、上水道と簡易水道を平成30年4月に統合しました。これに合わせて上水道と簡易水道で、異なっていた料金体系及び料金水準を、統一することとなりました。

加えて、配水管等の水道施設の老朽化が進んでおり、更新需要に対応する貯蓄の確保も大きな課題となっています。このような状況を踏まえ、安全で安心な水道水を安定して供給するため、水道料金の改定をしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。



水道料金の改定率は、

|      |       |
|------|-------|
| 上水道  | 29.7% |
| 簡易水道 | 11.6% |
| 平均   | 24.8% |

としました。

### 1 なぜ水道料金を改定するのか？

**理由その1** 現在、浜田市の水道料金は、浜田地区、金崎・旭・那賀地区、三瓶地区でそれぞれ異なる3つの料金表によって算定しているため、同じ使用水量でも水道料金は異なっています。平成30年4月の上水道と簡易水道の統合に伴い、公平性の観点から、水道料金を浜田市内全域で統一することとなりました。

**理由その2** 浜田市の上水道事業は、昭和9年6月に給水を開始してからすでに80年以上が経過しており、配水管等の水道施設の老朽化が進んでいます。大規模な漏水事故や断水が発生すると市民の皆さんの日常生活に大きな支障を来しますので、老朽管路を更新していかなければなりません。また、地震などの自然災害に対応するため、耐震管路への切り替えも進めていく必要があります。

**理由その3** 水道事業は、独立採算の原則により、事業運営に必要な経費のほとんどを水道料金収入で賄わなければなりません。水道料金収入は、人口減少や簡易水道の普及により、減少傾向にあり、今後も減少していくことが見込まれます。

# 3.実績と成果

## ・水道料金パンフレット（A4版2つ折）全戸配付

### なか面

#### 2 新水道料金はいつからかわるの？

現行水道料金から新水道料金まで平成30年10月から3段階に分けて調整（激変緩和）し、平成32年10月から新水道料金になります。



#### 3 新水道料金はどうなるの？

計算方法は、口径別の**基本料金**とお使いいただいた使用水量に応じた料金（**従量料金**）を足したものです。

$$\text{新水道料金} = (1) \text{基本料金} + (2) \text{従量料金}$$

(※計算単位は1戸1世帯あたりです)

※ 簡易水道（金城、旭、身栄、三隅地区）の基本料金に含まれていた基本水量や用途区分を廃止します。  
 ※ これまでいただいていたメーター使用料（64.8円～3,855.6円）は基本料金に含まれます。



#### (1) 基本料金：水の使用の有無にかかわらず発生する料金（1契約あたりの月額・消費税8%込み）

| 現行水道料金       |                    |                  |        | 新水道料金                  |                 |    |
|--------------|--------------------|------------------|--------|------------------------|-----------------|----|
| 上水道<br>浜田地区  | 簡易水道Ⅰ<br>金城・旭・身栄地区 | 簡易水道Ⅱ<br>三隅地区    | 口径     | 料金                     | 口径              | 料金 |
| 13ミリ         | 237.6円             | 一般用<br>(8㎡以下)    | 1,620円 | 一般用<br>(8㎡以下)          | 1,285.2円        |    |
| 20ミリ         | 237.6円             | 学校用<br>(92㎡以下)   | 6,480円 | 営業用<br>(20㎡以下)         | 3,661.2円        |    |
| 25ミリ<br>30ミリ | 475.2円             | 官公署用<br>(115㎡以下) | 3,240円 | 市施設<br>学校用<br>(150㎡以下) | 4,309.2円        |    |
| 40ミリ         | 1,404円             | 農業用<br>(5㎡以下)    | 312円   | 市施設<br>その他<br>(20㎡以下)  | 2,149.2円        |    |
| 50ミリ         | 3,564円             | 共用<br>(8㎡以下)     | 1,620円 | 共用<br>(8㎡以下)           | 1,501.2円        |    |
| 75ミリ         | 6,372円             |                  |        |                        |                 |    |
| 100ミリ        | 29,592円            |                  |        |                        |                 |    |
| 150ミリ        | 32,292円            |                  |        |                        |                 |    |
| 共用           | 1戸当たり<br>237.6円    |                  |        |                        | 1戸当たり<br>907.2円 |    |

#### (2) 従量料金：お使いいただいた使用水量に応じた料金（㎡あたりの月額・消費税8%込み）

| 現行水道料金  |         |      |        |            | 新水道料金   |         |                     |
|---------|---------|------|--------|------------|---------|---------|---------------------|
| 水量・用途区分 | 従量料金    | 用途区分 | 従量料金   | 用途区分       | 従量料金    | 水量・用途区分 | 従量料金                |
| 0㎡～     | 93.96円  | 一般用  | 194.4円 | 一般用        | 127.44円 | 0㎡～     | 91.8円               |
| 9㎡～     | 135円    | 学校用  | 194.4円 | 営業用        | 165.24円 | 11㎡～    | 162円                |
| 21㎡～    | 206.28円 | 官公署用 | 194.4円 | 市施設<br>学校用 | 127.44円 | 21㎡～    | 199.8円              |
| 共用      | ※上記に準じる | 農業用  | 61円    | 市施設<br>その他 | 127.44円 | 51㎡～    | 237.6円              |
| 公衆浴場用   | 97.2円   | 共用   | 194.4円 | 共用         | 127.44円 | 501㎡～   | 221.4円              |
| 臨時用     | 410.4円  |      |        | 船舶<br>臨時用  | 378円    | 1,001㎡～ | 205.2円              |
| 船舶用     | 410.4円  |      |        |            |         | 共用      | ※1戸平均水量<br>より上記に準じる |
| 外国船舶用   | 380円    |      |        |            |         | 臨時用     | 529.2円              |
| 消火栓用    | 216円    |      |        |            |         | 船舶用     | 529.2円              |
|         |         |      |        |            |         | 外国船舶用   | 490円                |
|         |         |      |        |            |         | 私設消火栓   | 280.8円              |



#### 新水道料金の計算例

家庭用の「口径13mmのメーター」で、「使用水量1ヶ月20㎡」の場合

#### 現行水道料金

| 地区      | 基本料金      | 従量料金      | メーター使用料 | 水道料金   |
|---------|-----------|-----------|---------|--------|
| 浜田      | 237.60円   | 2,371.68円 | 64.80円  | 2,674円 |
| 金城・旭・身栄 | 1,620.00円 | 2,332.80円 | 64.80円  | 4,017円 |
| 三隅      | 1,285.20円 | 1,529.28円 | 64.80円  | 2,879円 |

#### 新水道料金

| 地区    | 基本料金    | 従量料金      | メーター使用料 | 水道料金   |
|-------|---------|-----------|---------|--------|
| 浜田市全域 | 907.20円 | 2,538.00円 | なし      | 3,445円 |

# 3.実績と成果

## ・ 検針時にミニチラシを全戸配付 (NO,1 NO,2)

### NO,1 おもて面

**新しい水道料金は、いくらになるの？**

次回、第2号  
(平成30年8-9月の検針時に配布)

**水道料金の計算方法を  
お知らせします。**

新水道料金問い合わせ専用 **フリーダイヤル**  
※平成30年12月28日までご利用が可能です。

**0800-555-1132**

【問い合わせ先】  
浜田市上下水道部管理課料金係 電話 25-9903

**第1号** [平成30年6-7月版]

**10月1日から水道料金が変わります**

平成17年10月の小丸町合併以降、浜田川沿には、上水道(旧浜田市)と簡易水道(旧那賀郡)が並存してありましたが、このたび国が示した方針に従い、**上水道と簡易水道を平成30年4月に統合いたしました。**

水道事業は、**水道料金収入により水道施設の整備、維持管理に必要な経費を賄っており、**将来にわたって安定した水道水の供給を行うためには、収入の確保が必要で、

上水道と簡易水道では、料金体系及び料金水準が異なっているため、統一する必要があります。

このような状況を踏まえて、**安全で安心な水道水を安定して供給するため、水道料金の見直し**をすることになりましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。

### NO,2 おもて面

**新水道料金試算コーナー**  
を設置しました。

市役所西分行庁上下水道部内に、新水道料金試算コーナーを設置しました。

また、料金に関する相談もお気軽にお問い合わせください。

新水道料金問い合わせ専用 **フリーダイヤル**  
※平成30年12月28日までご利用が可能です。

**0800-555-1132**

【問い合わせ先】  
浜田市上下水道部管理課料金係 電話 25-9903

**第2号** [平成30年8-9月版]

**新水道料金について**

平成30年10月からの新水道料金は？

**新水道料金=基本料金+従量料金**  
となります。

※詳しくは2~3ページをご覧ください。

●普段ご使用されない方へ  
水道料金は使用水量の有無にかかわらず契約(開栓)により発生します。したがって、長期ご使用されない場合は、前もって開栓(使用の休止)の連絡をお願いします。

### NO,1 なか面

**1 なぜ水道料金を改定するの？**

●理由その1  
現在、浜田市の水道料金は、浜田地区、金城・旭・赤塚地区、三岡地区でそれぞれ異なる3つの料金表によって算定しているため、同じ使用水量でも水道料金は異なっています。そのため、平成30年4月の上水道と簡易水道の統合に伴い、公平性の観点から、浜田市内全域の水道料金を統一する必要があります。

●理由その2  
浜田市の上水道事業は、昭和9年6月に給水を開始してからすでに80年以上が経過しており、配水管等の水道施設の老朽化が進んでいます。大規模な漏水事故や断水が発生すると市民の皆さんの日常生活に大きな支障を及ぼしますので、老朽管路を更新していく必要があります。また、地震などの自然災害に対応するため、耐震管への切り替えも進めていく必要があります。

●理由その3  
水道事業は、独立採算の原則により、事業運営に必要な経費のほとんどを水道料金収入で賄わなければなりません。水道料金収入は、人口減少や節水機器の普及により、年々減少しており、今後も減少していくことが見込まれます。

**2 新水道料金はいつからかわるの？**

現水道料金から新水道料金まで平成30年10月から3段階に分けて調整し、平成32年10月から新水道料金になります。

●普段ご使用されない方へ  
水道料金は使用水量の有無にかかわらず契約(開栓)により発生します。したがって、長期ご使用されない場合は、前もって開栓(使用の休止)の連絡をお願いします。

●水道使用料をお支払いの方へ  
今回の改定は水道料金のみです。水道の使用水量等に基づいて算定している水道使用料に変更はありません。

### NO,2 なか面

**新水道料金の計算方法**

**新水道料金=(1)基本料金+(2)従量料金**

(1)基本料金 水の使用の有無にかかわらず発生する料金。  
(円程・消費税8%込み)

| メーターの口径   | 金額      |
|-----------|---------|
| 13ミリメートル  | 907.2円  |
| 20ミリメートル  | 972円    |
| 25ミリメートル  | 1,404円  |
| 30ミリメートル  | 1,404円  |
| 40ミリメートル  | 3,348円  |
| 50ミリメートル  | 6,696円  |
| 75ミリメートル  | 9,936円  |
| 100ミリメートル | 33,696円 |
| 150ミリメートル | 33,696円 |

(2)従量料金 お使いになりたい使用水量に応じた料金。  
(1立方メートルの月額・消費税8%込み)

| 使用水量                  | 金額     |
|-----------------------|--------|
| 0立方メートル~10立方メートル      | 918円   |
| 11立方メートル~20立方メートル     | 162円   |
| 21立方メートル~50立方メートル     | 199.8円 |
| 51立方メートル~600立方メートル    | 2,976円 |
| 601立方メートル~1,000立方メートル | 2,214円 |
| 1,001立方メートル以上         | 2,052円 |

●計費例 (口径13ミリ 使用水量20立方メートル1ヶ月分)

【基本料金】 907.2円 + 【従量料金】 (918円×10立方メートル+162円×10立方メートル) = **3,445円**

※料金は、2ヶ月ごとに請求いたします。

●何でもねえ、お父さんよ1日って、どれくらいなの？  
お父さん お風呂は、200~250リットルくらい使ったから、1日(1,000リットル)は、お風呂4~6杯分だよ！

# 4.課題

- ・ 様々な周知手段のうち、検針時に配付したミニチラシに対する反応が大きく、多かった意見として、掲載した料金表について、1ヶ月単位ではなく、2ヶ月単位での掲載を望む声があった。  
→自分で計算してみたい。

- ・ 職員向け説明会を開催し、上下水道部内や市役所内での周知をさらに強化すべきだった。

## 10月1日 水道料金改定

問合せ  
上下水道部管理課料金係 ☎9903

### きれいで安全な浜田の水をいつまでも

浜田市の水道事業は、市民の皆さんからいただいた水道料金などにより施設の整備や維持管理などの費用を賄っています。人口減少・漏水止水器具の普及もあり、使用水量が減る中、これまで施設管理及び人材事業の見直しなどにより、経営の健全化に努めてきました。

しかし、将来にわたり安全・安心な水道水を安定して供給するためには、一定の料金収入の確保できるよう料金の見直しが必要になります。そこで、この度、10月1日から浜田、倉城・旭・弥生自治区、三瀬自治区で廃っていた水道料金の算定方法の統一化を図り、水道料金を改定することとなりました。




### 市民・事業所 対象 水道料金改定説明会 を開催します

市民や事業所の皆さんを対象とした水道料金改定についての説明会を開催します。新水道料金の試算コーナーも開設します。ぜひご参加ください。

※ 新水道料金の試算を希望する人は、検針時にお配りする「水道使用水量・料金等お知らせ書」をご持参ください。

| 浜田自治区   |       |
|---------|-------|
| 日       | 場所    |
| 4月9日(木) | 石見公民館 |
| 10日(金)  | 美川公民館 |
| 12日(日)  | 長浜公民館 |
| 17日(木)  | 浜田公民館 |
| 20日(日)  | 大森公民館 |
| 25日(金)  | 豊形公民館 |
| 26日(土)  | 富野公民館 |

| 倉城自治区    |         |
|----------|---------|
| 日        | 場所      |
| 4月18日(木) | あどりいかいん |
| 5月15日(木) | 今橋公民館   |
| 17日(土)   | 波佐公民館   |
| 18日(日)   | 小宮公民館   |
| 22日(木)   | 久住公民館   |
| 25日(日)   | 美又公民館   |

**時間 (各日2回)**

昼の部 午後2時～3時30分

夜の部 午後7時～8時30分

※ 申込みは不要です。どの会場でも全ての地区の説明会聞くことができます。都合のよい会場へお越しください。

| 旭自治区     |               | 弥生自治区    |            | 三瀬自治区   |       |
|----------|---------------|----------|------------|---------|-------|
| 日        | 場所            | 日        | 場所         | 日       | 場所    |
| 5月10日(木) | 朝川運動者活動促進センター | 4月19日(木) | 弥栄老人福祉センター | 6月4日(木) | 三瀬公民館 |
| 11日(金)   | 市木生活改善センター    | 23日(木)   | 弥栄会館       | 6日(土)   | 三保公民館 |
| 14日(日)   | 有野公民館         |          |            | 7日(日)   | 無見公民館 |
| 16日(火)   | 旭保健センター       |          |            | 8日(月)   | 井野公民館 |
| 23日(水)   | 木田生活改善センター    |          |            | 11日(木)  | 藤沢公民館 |
|          |               |          |            | 12日(金)  | 白砂公民館 |

広報はまな 平成30年4月号

## 5.終わりに（次回改定のために）

料金統一の周知について必要なこと（再認識）

- ・単発の広報に留まらず、あらゆる媒体を活用して複数回行う。→**分かりやすい言葉で伝える。**

令和元年10月～ 料金調整 2年目と消費税率改定  
令和2年10月～ 新水道料金（料金統一）

- ・市民からの問い合わせがあった地域、内容等統計をとって分析・検証し、効果的で効率的な周知方法等長期的に対策を講じる。

## 5.終わりに（次回改定のために）

平成31年3月議会

**浜田市水道事業審議会条例を制定**

経営の見える化を進める

令和元年7月18日（木）

**第1回 浜田市水道事業審議会を初開催**

- ・ 浜田市水道事業の概況について
- ・ 水道施設（美川浄水場）の視察

令和元年11月11日（月）

**第2回 浜田市水道事業審議会を開催予定**

- ・ 浜田市水道ビジョンについて
- ・ 浜田市水道事業経営戦略について



ご清聴ありがとうございました。